

## 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い

- 1 政令別表第1に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。
- 2 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。  
ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- 3 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。  
なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この項において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ（又はハ）(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。
- 4 昼と夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- 5 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

### (1) 機能従属（図5-1参照）

政令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物（以下この項において「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、**第1-3表（イ）**欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる**同表（ロ）**欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。）で、次のアからウまでに該当するもの

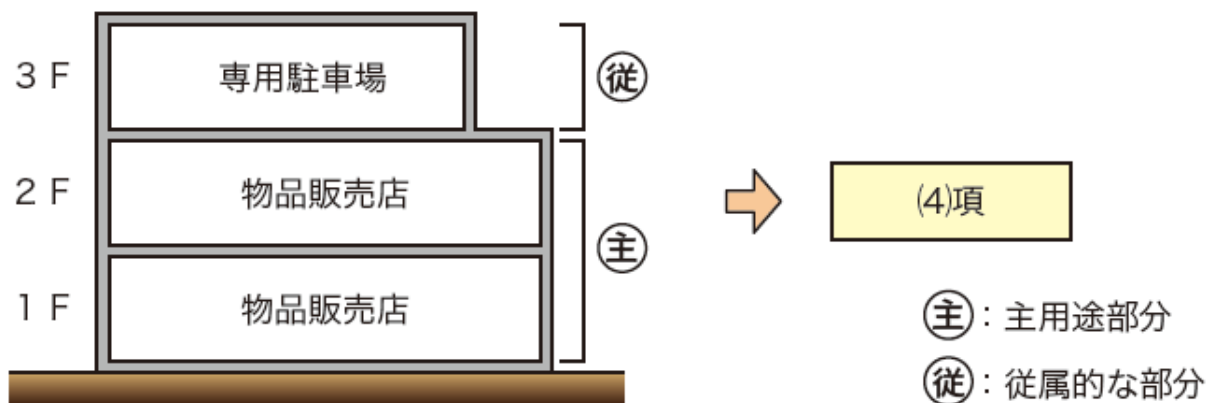
- ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
- イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
- ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

なお、アからウまでの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、**第1-1表**を参考とすること。

<第1-1表>

条件	左欄の運用
ア 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって一般的に権限を行使できる者が同一であること。
イ 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	<p>従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>(2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。</p>
ウ 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

<例示>物品販売店舗（専用駐車場有り）



<例示>事務所（社員食堂有り）

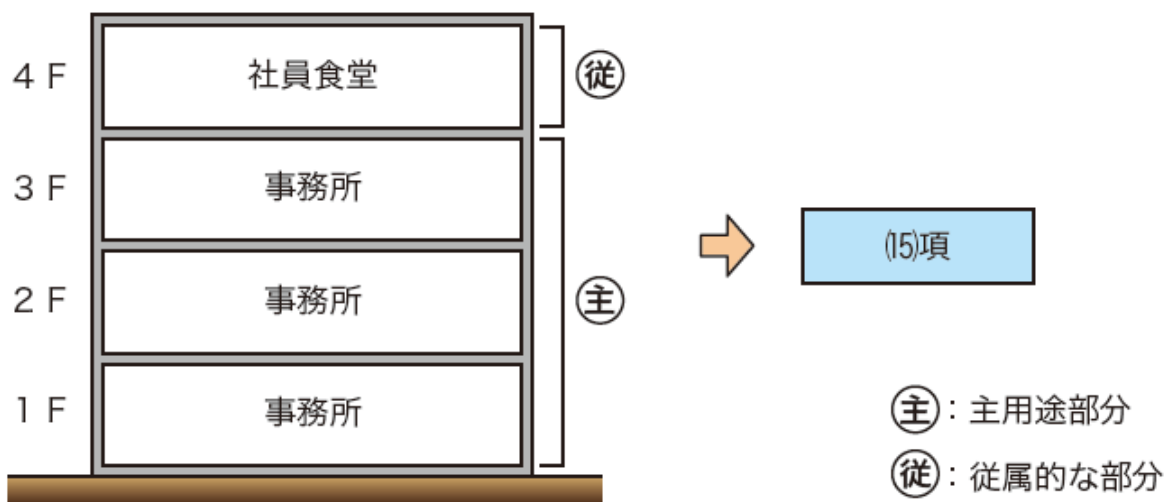


図5-1

(2) みなし従属

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この項において「(6)項ロ等」という。）を除く。）（図5-2参照）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。（図5-3参照）

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

ア 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

イ 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

ウ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

<例示>



部分種別	用途	床面積の合計	用途の割合
主たる用途に供される部分	(15)項	2,800 m <sup>2</sup>	2,800 m <sup>2</sup> ÷ 3,000 m <sup>2</sup> ≒ 93%
独立した用途に供される部分	(4)項	200 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup> ÷ 3,000 m <sup>2</sup> ≒ 7%
共用される部分	機械室	200 m <sup>2</sup>	

<共用される部分の按分による用途判定>

①主たる用途に供される部分の割合により共用される部分を按分し、建物全体における当該部分の割合を算出

$$200 \text{ m}^2 \times 0.93 = 186 \text{ m}^2 \text{ (共用される部分における(15)項用途の床面積)}$$

$$2,800 \text{ m}^2 + 186 \text{ m}^2 = 2,986 \text{ m}^2 \text{ (建物全体における(15)項用途の床面積)}$$

$$\text{よって、} 2,986 \text{ m}^2 \div 3,200 \text{ m}^2 \approx 93\% \text{ (建物全体における(15)項用途の割合)}$$

②独立した用途に供される部分の割合により共用される部分を按分し、建物全体における当該部分の割合を算出

$$200 \text{ m}^2 \times 0.07 = 14 \text{ m}^2 \text{ (共用される部分における(4)項用途の床面積)}$$

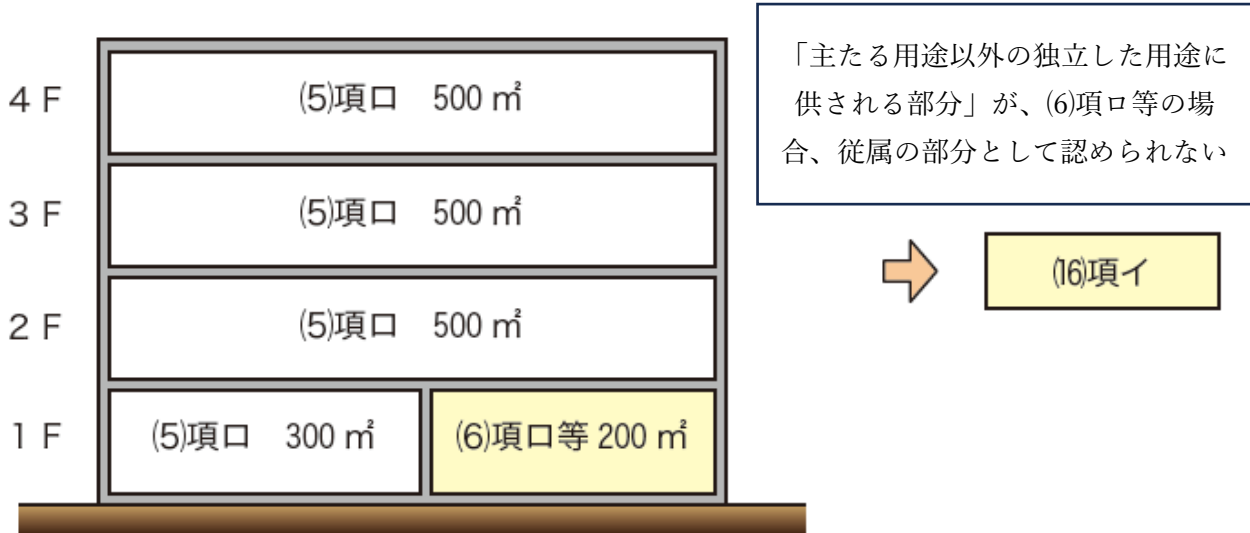
$$200 \text{ m}^2 + 14 \text{ m}^2 = 214 \text{ m}^2 \text{ (建物全体における(4)項用途の床面積)}$$

$$\text{よって、} 214 \text{ m}^2 \div 3,200 \text{ m}^2 \approx 7\% \text{ (建物全体における(4)項用途の割合)}$$

①、②より、主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上かつ、独立した用途に供される部分の床面積の合計が300 m<sup>2</sup>未満となり、建物全体の用途は(15)項と判定される。

図5-2

<例示> 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」が、(6)項口等の場合



<例示> 「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」に、(6)項口等と(6)項口等以外の部分が混在

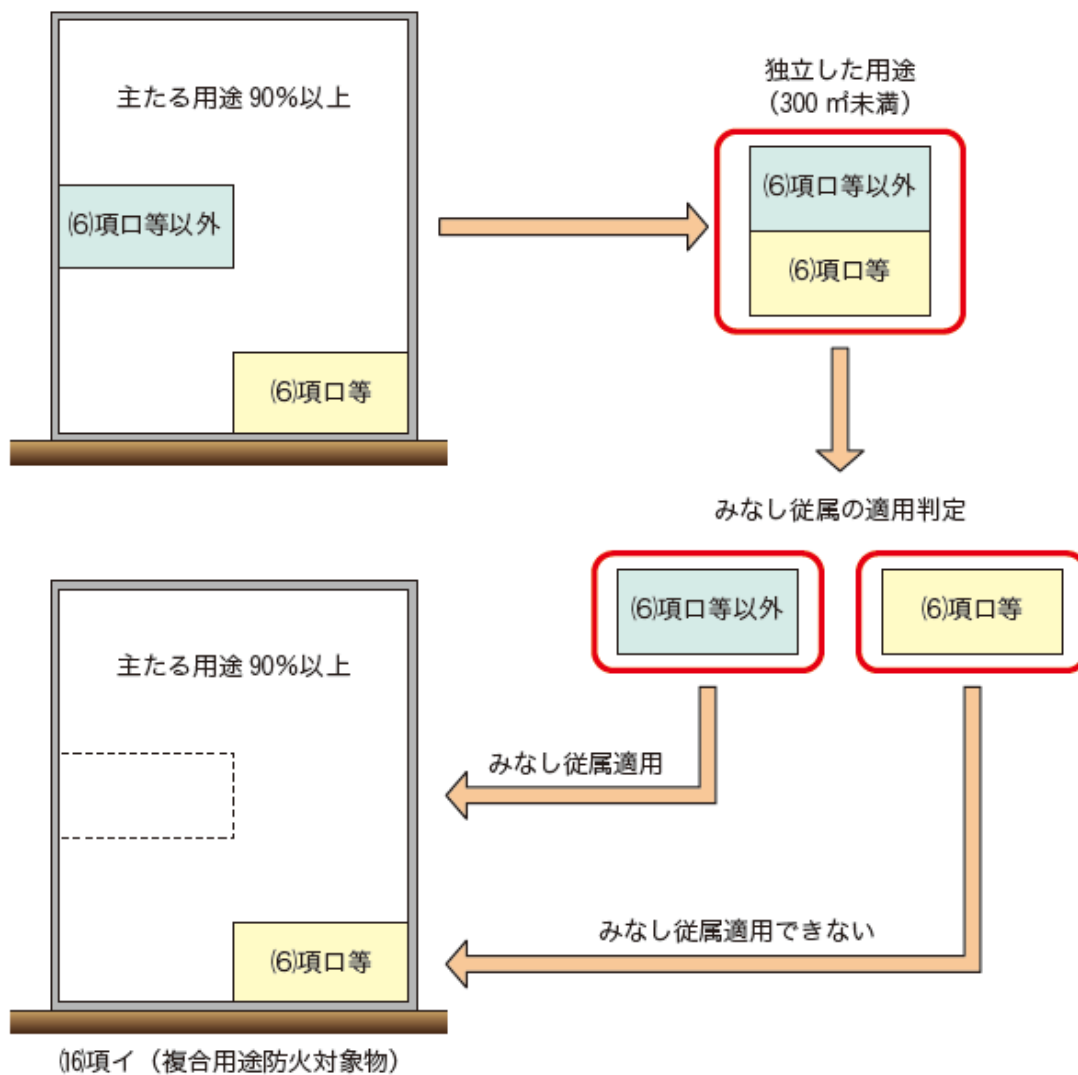


図 5 - 3

## 6 複合用途防火対象物の取り扱い

政令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること（(16)項口等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）。（図6-1参照）

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ア 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

### <例示>複合用途の判定



部分種別	用途	床面積の合計	延べ面積に対する割合
特定用途以外の部分	(5)項口	1,000 ㎡	$1,000 \text{ ㎡} \div 2,000 \text{ ㎡} \doteq 50\%$
	(15)項	850 ㎡	$850 \text{ ㎡} \div 2,000 \text{ ㎡} \doteq 42\%$
特定用途の部分	(3)項口	150 ㎡	$150 \text{ ㎡} \div 2,000 \text{ ㎡} \doteq 8\%$

#### <用途判定>

防火対象物の延べ面積のうち、特定用途部分（(3)項口部分）の床面積の合計が10%未満かつ、主たる用途以外の独立した用途に供される床面積の合計が300㎡未満であることから、特定用途部分は、他用途部分に従属する。

よって、当該特定用途部分をそれぞれの専有部分の面積に応じて按分する

①(5)項口部分の割合により(3)項口部分を按分し、建物全体における当該部分の割合を算出

$1,000 \text{ ㎡} \div 1,850 \text{ ㎡} \doteq 0.54$ （特定用途以外の部分での面積割合）

$150 \text{ ㎡} \times 0.54 = 81 \text{ ㎡}$ （特定用途部分における按分面積）

$1,000 \text{ ㎡} + 81 \text{ ㎡} = 1,081 \text{ ㎡}$ （建物全体における(5)項口部分の面積）

②(15)項部分の割合により(3)項口部分を按分し、建物全体における当該部分の割合を算出

$850 \text{ ㎡} \div 1,850 \text{ ㎡} \doteq 0.46$ （特定用途以外の部分での面積割合）

$150 \text{ ㎡} \times 0.46 = 69 \text{ ㎡}$ （特定用途部分における按分面積）

$850 \text{ ㎡} + 69 \text{ ㎡} = 919 \text{ ㎡}$ （建物全体における(15)項部分の面積）

よって、(5)項口（1,081㎡）、(15)項（919㎡）により、(16)項口と判定。

図6-1

7 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあつては、それぞれ区画された部分ごとに前5(2)及び6を適用するものであること。

8 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。（第1-2表及び図8-1参照）

なお、イにより、一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとなる場合であつて、当該一般住宅の用途に供される部分のみが政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（屋外階段、特別避難階段又は消防庁長官が定める階段を除く。）が1であっても、当該防火対象物は、政令第32条の規定を適用して、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4項第7号へかっこ書き及び第27条第1項第1号の規定の適用を受けないものであること。

ア 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合には、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の政令別表対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ウ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

<第1-2表>

	項目	項
ア	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">住宅部分</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: 40%;">政令別表対象物 50㎡以下</div> </div> <p>住宅部分 &gt; 政令別表対象物    かつ    政令別表対象物 ≤ 50㎡</p>	一般住宅
イ	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">住宅部分</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: 40%;">政令別表対象物</div> </div> <p>住宅部分 &lt; 政令別表対象物</p>	単体用途防火対象物

イ	<table border="1"> <tr> <td>住宅部分</td> <td>政令別表対象物 ①</td> <td>政令別表対象物 ②</td> </tr> </table> <p>住宅部分 &lt; 政令別表対象物①+②</p>	住宅部分	政令別表対象物 ①	政令別表対象物 ②	複合用途防火対象物
住宅部分	政令別表対象物 ①	政令別表対象物 ②			
ウ	<table border="1"> <tr> <td>住宅部分</td> <td>政令別表対象物 50 m<sup>2</sup>超</td> </tr> </table> <p>住宅部分 &gt; 政令別表対象物 かつ 政令別表対象物 ≧ 50 m<sup>2</sup></p>	住宅部分	政令別表対象物 50 m <sup>2</sup> 超	複合用途防火対象物	
住宅部分	政令別表対象物 50 m <sup>2</sup> 超				
エ	<table border="1"> <tr> <td>住宅部分</td> <td>政令別表対象物</td> </tr> </table> <p>住宅部分 = 政令別表対象物</p>	住宅部分	政令別表対象物	複合用途防火対象物	
住宅部分	政令別表対象物				

<例示>



	用途	床面積	床面積の合計	用途の割合
政令別表対象物	(4)項	100 m <sup>2</sup>	400 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup> ÷ 400 m <sup>2</sup> ≒ 25%
	(15)項	300 m <sup>2</sup>		300 m <sup>2</sup> ÷ 400 m <sup>2</sup> ≒ 75%
一般住宅		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	

<用途判定>

一般住宅 < 政令別表対象物により、政令別表対象物と判定されるので、住宅をそれぞれの用途の専有部分の面積に応じて按分する。

① (4)項  $100 \text{ m}^2 \times 0.25 = 25 \text{ m}^2$  →  $100 \text{ m}^2 + 25 \text{ m}^2 = 125 \text{ m}^2$

② (15)項  $100 \text{ m}^2 \times 0.75 = 75 \text{ m}^2$  →  $300 \text{ m}^2 + 75 \text{ m}^2 = 375 \text{ m}^2$

①、②より、(4)項 (125 m<sup>2</sup>)、(15)項 375 m<sup>2</sup>となり、(16)項イと判定される。

図 8 - 1



<補足>一般住宅部分が政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物



※ 政令第32条の規定を適用して、政令第21条第1項第7号並びに省令第23条第4項第7号へかっこ書き及び第27条第1項第1号の規定の適用を受けない。

9 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

10 高架工作物(高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物内をいう。)の下に設ける政令別表第1に掲げる防火対象物に付随する駐車のために供する部分で、柵又は塀によって区画された部分は、政令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物として取り扱うこと。

11 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

12 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

13 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

14 仮設建築物

仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

15 スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態(内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。)のまま、防火対象物の他の部分の使用を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。スケルトン防火対象物(スケルトン状態の部分をもつ防火対象物をいう。)の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、

法第 17 条の 3 の規定が適用されること。

#### 1.6 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物については、法第 17 条及び法第 17 条の 3 の 3 の適用を受けないものであること。

#### 1.7 区分単位

一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第 1(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、政令別表第 1(6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位（以下「区分単位」という。）により、用途区分の判定を行うものであること。

#### 1.8 届出住宅

届出住宅（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下この項において同じ。）第 3 条第 1 項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅をいう。以下この項において同じ。）については、次により取り扱うものであること。

(1) 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第 2 条第 4 項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下この項において同じ。）が不在とならない旨（住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 4 条第 3 項第 10 号に規定する旨をいう。以下この項において同じ。）の届出が行われた届出住宅（以下この項において「家主居住型住宅」という。）については、宿泊室（届出住宅のうち住宅宿泊事業法施行規則第 4 条第 4 項第 1 号チ(4)に規定する宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この項において同じ。）の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下となるときは、当該家主居住型住宅の部分は、住宅（消防法第 9 条の 2 に規定する住宅の用途に供される防火対象物（政令別表第 1(5)項ロに掲げる防火対象物（寄宿舍、下宿、又は共同住宅）の部分を含む。）をいう。以下同じ。）として取り扱い、宿泊室の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>を超えるときは、当該家主居住型住宅の部分は、政令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(2) 家主居住型住宅以外の届出住宅（以下この項において「家主不在型住宅」という。）については、政令別表第 1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分として取り扱うものであること。

(3) 一戸建ての住宅において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主居住型住宅又は家主不在型住宅の取り扱いは、当該一戸建ての住宅ごとに判断するものであること。

なお、同一敷地内の母屋と離れなどの複数棟の建築物を一の届出住宅として届出がされた場合にあっては、棟ごとで家主居住型住宅又は家主不在型住宅をそれぞれ判断するものであること。

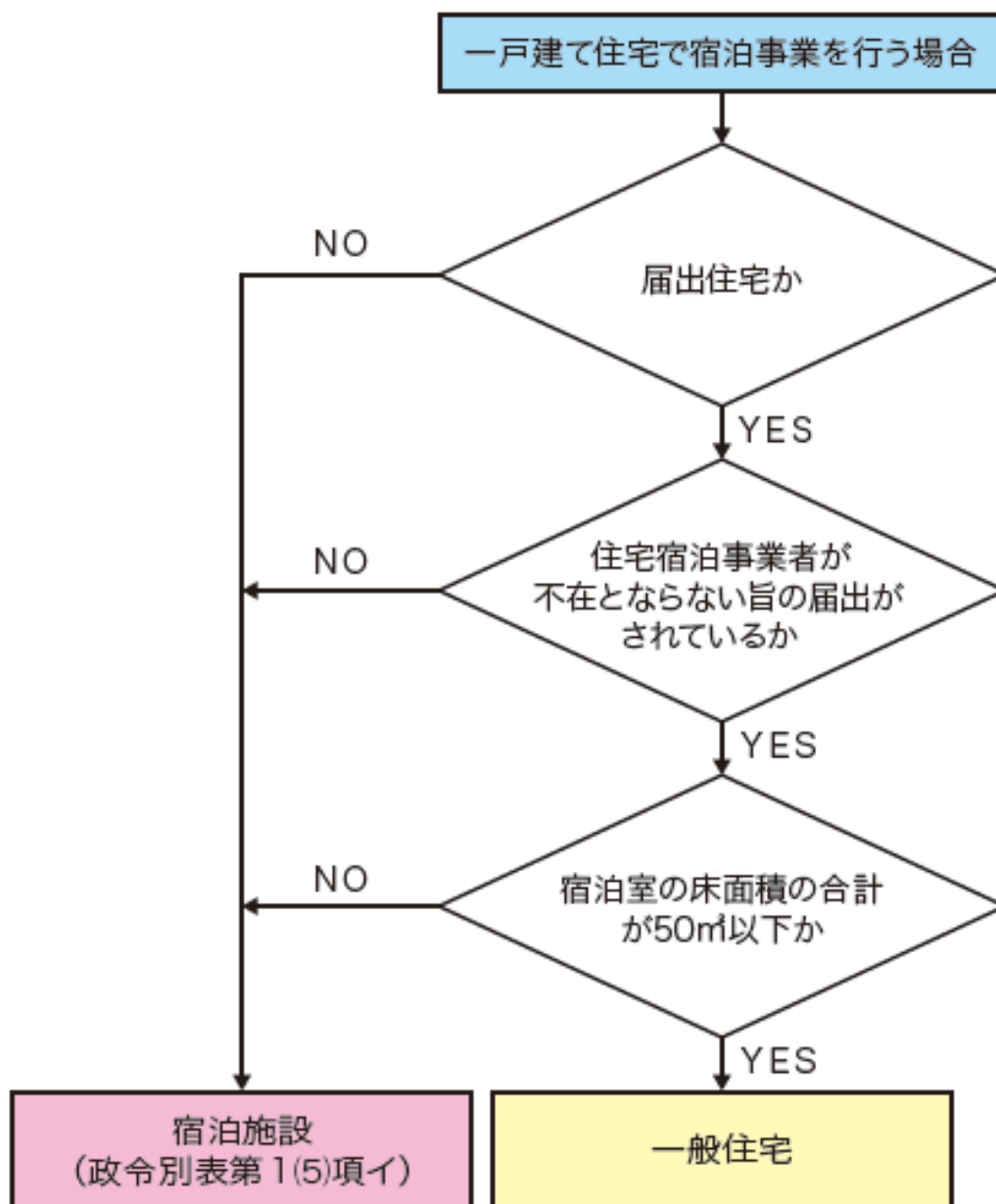
(4) 共同住宅等（政令別表防火対象物、複合用途防火対象物及び長屋を含む。以下この項において同じ。）の複数の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型住宅の取り扱いは、当該共同住宅等の住戸ごとに判断するものであること。

なお、届出住宅が一部に存する共同住宅等については、当該届出住宅ごとに用途区分判定をした上で、前 1 から 17 までにより棟ごとにその用途判定を行うこと。

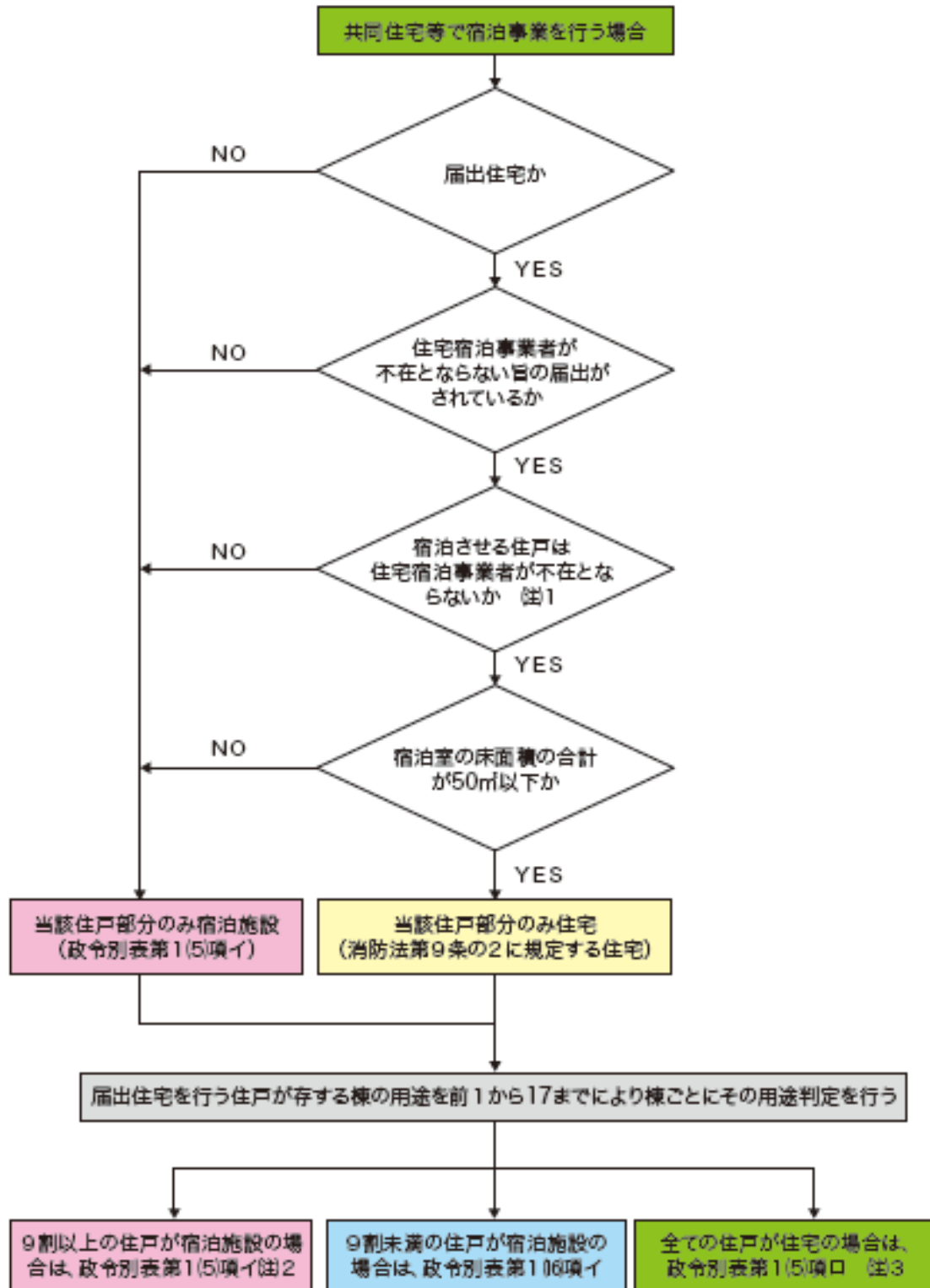
- (5) 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下この項において「40号省令」という。）を適用している防火対象物の住戸において住宅宿泊事業法に基づく届出が行われた場合の家主不在型住宅又は家主居住型の取り扱いは、当該40号省令を適用している防火対象物の住戸ごとに判断し、届出住宅部分が政令別表第1(5)項イに該当する場合については、第5章第1.2(2)により入居ができるか否か及び新たな消防用設備等の設置の要否を判断すること。
- (6) 届出住宅以外の防火対象物において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に基づく許可を受けた営業が行われる場合で、届出住宅と同様の利用形態となることが図面又は書類等により確認できるときは、前(1)から(5)までにより用途判定できるものとする。
- (7) 宿泊室の床面積の取り扱い

届出住宅における宿泊室の床面積の算定方法は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とし、床の間、押し入れその他これらに類する部分は、宿泊室の床面積には含まれないものであること。（図18-1参照）

<一戸建て住宅判定フロー>

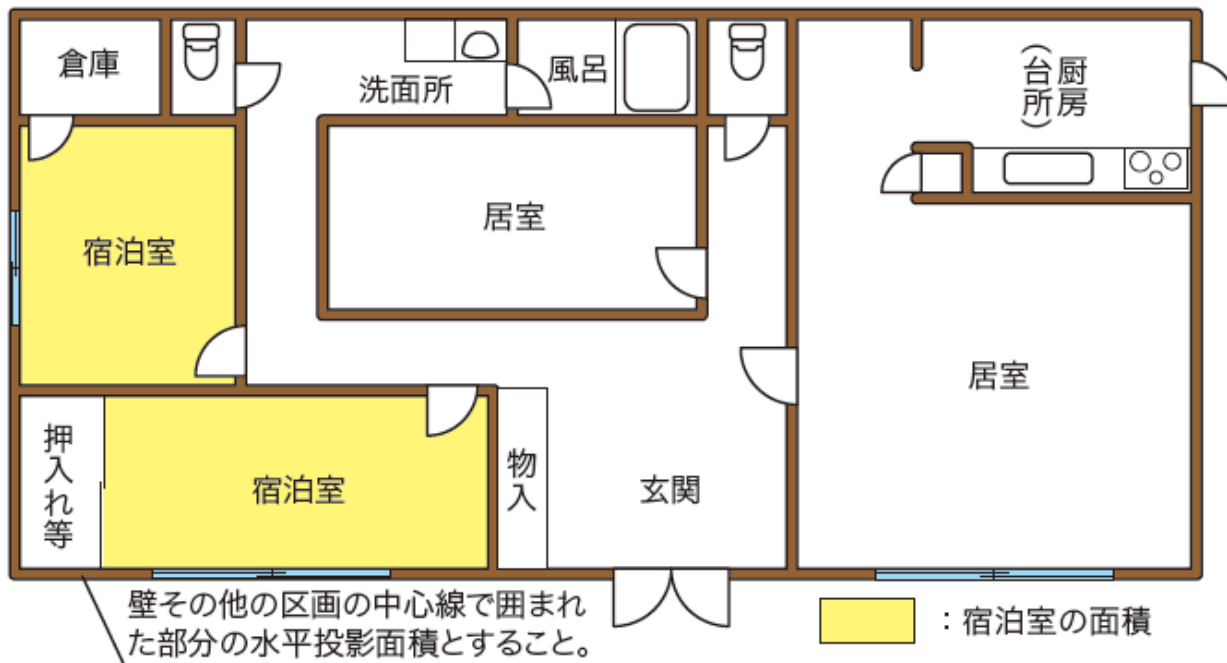


<共同住宅判定フロー>



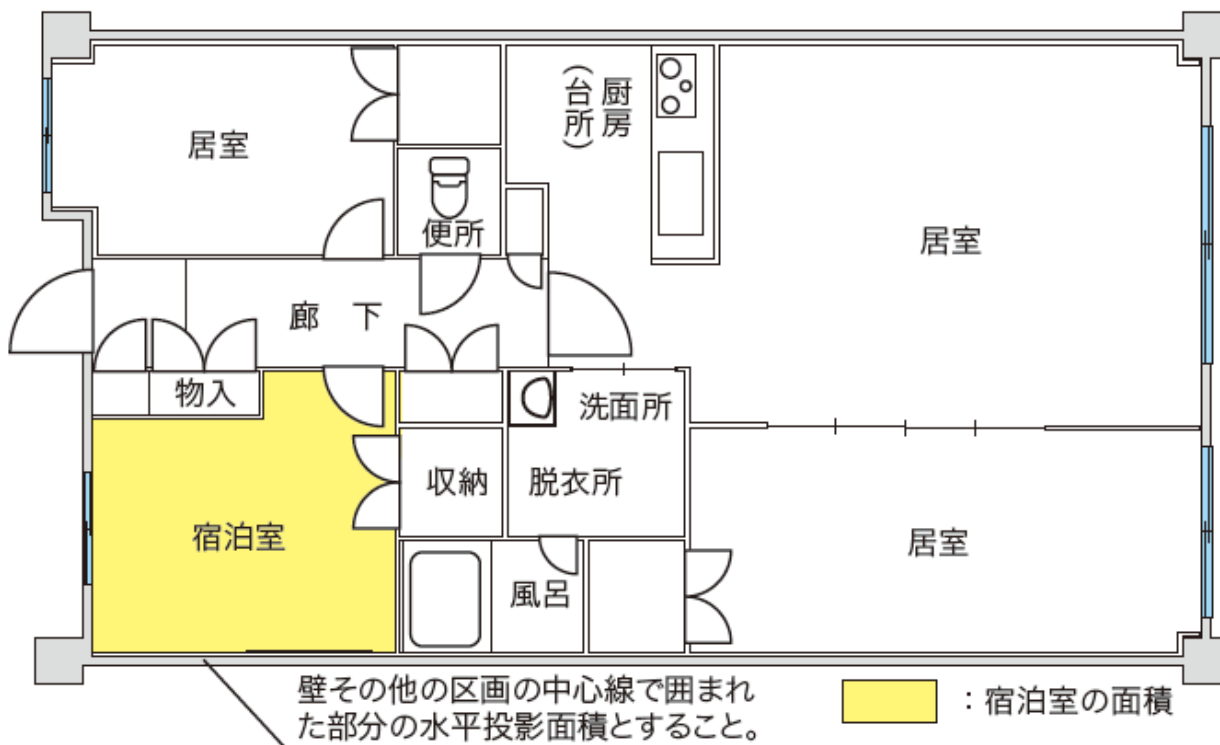
- ※1 住宅宿泊事業者が不在とならない旨における用途の取り扱いは、住戸ごとに判断する必要がある。
- ※2 政令別表(5)項イの部分全体が全体の9割以上であっても、共同住宅部分が300㎡以上の場合、(5)項イ及び(5)項ロの複合用途防火対象物となるため、棟の用途は、政令別表第1(6)項イとなる。
- ※3 共同住宅等が長屋である場合は、長屋。

<一戸建て住宅の宿泊室の面積算定>



※壁等で区画された床の間、押し入れその他これらに類する部分は算入しない

<共同住宅の宿泊室の面積算定>



※壁等で区画された床の間、押し入れその他これらに類する部分は算入しない

図18-1

<第1-3表>

項	定義	該当用途例	摘要
(1)項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客席を有する競技施設</li> <li>・野球場</li> <li>・相撲場</li> <li>・競馬場</li> <li>・競輪場</li> <li>・競艇場</li> <li>・体育館</li> <li>・寄席</li> <li>・サーカス</li> </ul>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席又は立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1)項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会館</li> <li>・文化会館</li> <li>・公民館</li> <li>・福祉会館</li> <li>・音楽室</li> <li>・貸ホール</li> <li>・貸講堂</li> <li>・貸会議室</li> <li>・結婚式場</li> </ul>	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p> <p>2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>(1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合</p> <p>(3) (2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並び</p>

			に管理状態において特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場合
(2)項イ	<p>1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ</li> <li>・バー</li> <li>・サロン</li> <li>・ホストクラブ</li> <li>・キャバクラ</li> </ul>	<p>1 主として洋式の客席を設けて、客席において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下この項において「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 2 条第 11 項に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 1 号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 m<sup>2</sup>以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の 5 分の 1 以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は 16.5 m<sup>2</sup>以上であること。</p>
(2)項ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて多数の客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう（観客席を有しないものに限る。）。)</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。ダンス教師の指導により、客にダンスをさせるダンス練習場を含むが、日本舞踊場又はバレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・碁会所</li> <li>・将棋道場、将棋センター</li> <li>・マージャン屋</li> <li>・パチンコ店</li> <li>・ビリヤード場</li> <li>・ゲームセンター</li> <li>・ボーリング場</li> <li>・屋内アイススケート場</li> <li>・屋内ローラースケート場</li> </ul>	<p>1 風営法第 2 条第 1 項第 4 号にいう射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含むものであること。</p> <p>2 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。なお、主としてスポーツ的要素の強いテニス場、ジャズダンス、エアロビクス教習場等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 ダンスホールの踊場は、おおむね 100 m<sup>2</sup>以上であること。</p> <p>4 ダンス教習所は、その踊場がおおむね 66 m<sup>2</sup>以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>5 ディスコとは、大音響装置を設けてス</p>





	<p>室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの）</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの）店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に</p>	<p>・のぞき部屋</p> <p>・出会い系喫茶</p>	
--	---	------------------------------	--

	<p>取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。）</p> <p>2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗(2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>		
(2)項ニ	<p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させ</p>	<p>・インターネットカフェ</p> <p>・漫画喫茶</p> <p>・複合カフェ</p>	<p>1 個室は、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p> <p>2 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないこと。</p> <p>3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>

	<p>る役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの）店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。</p> <p>(3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室ビデオ</li> <li>・テレフォンクラブ</li> </ul>	
(3)項イ	<p>1 待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するも</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料亭</li> <li>・割烹</li> </ul>	<p>一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。(3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。</p>

	のとは、実態において待合や料理店と同視するべきものをいう。		
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫茶店</li> <li>・スナック</li> <li>・居酒屋</li> <li>・食堂</li> <li>・レストラン</li> <li>・ビアホール</li> <li>・スタンドバー</li> <li>・ライブハウス</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 風営法第 33 条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱うこと。</li> <li>2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</li> <li>3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</li> </ol>
(4)項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</li> <li>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚店</li> <li>・肉店</li> <li>・米店</li> <li>・パン店</li> <li>・乾物店</li> <li>・衣料店</li> <li>・洋服店</li> <li>・家具店</li> <li>・電気器具店等の小売店舗</li> <li>・店頭において販売行為を行う問屋</li> <li>・卸売専門店舗</li> <li>・営業用給油取扱所</li> <li>・スーパーマーケット</li> <li>・レンタルショップ(貸しビデオ CD 店等)</li> <li>・展示を目的とする産業会館</li> <li>・博覧会場</li> <li>・見本市会場</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 卸売問屋は、本項として取り扱うこと。</li> <li>2 レンタルショップは本項として取り扱うこと。</li> <li>3 展示室（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合は、(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</li> <li>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</li> <li>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの</li> </ol> </li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車販売展示場</li> <li>・コンビニエンスストア</li> </ul>	
(5)項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養所</li> <li>・ユースホステル</li> <li>・ロッジ</li> <li>・貸研修所の宿泊室</li> <li>・簡易宿泊所</li> <li>・青年の家</li> <li>・ラブホテル</li> <li>・モーテル</li> <li>・レンタルルーム</li> </ul>	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用があるものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 ラブホテル、モーテル又はレンタルルームとは、専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する風営令第 3 条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設をいう。</p> <p>4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p>
(5)項ロ	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設を含むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寮</li> <li>・事業所専用の研修のための宿泊所</li> <li>・シルバーマンション</li> <li>・ウィークリーマンション、マンスリーマンション</li> </ul>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当するものであること。</p>

	<p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者専用賃貸住宅</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>・小規模住居型児童養育事業を行う施設</li> <li>・シェアハウス</li> </ul>	<p>4 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受ける等、主として、高齢者の入居を目的としたものうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。ただし、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものをいう。ただし、シーツ、枕カバーの取り換え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、(5)項イとして取り扱うこと。</p> <p>6 高齢者専用賃貸住宅であっても、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この項において同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下この項において同じ。）その他の高齢者が日</p>
--	---	---	---

			<p>常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項として、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>8 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等（ファミリーホーム）において養育を行う事業をいう。なお、もっぱら乳幼児の養育を常態とする場合について、(6)項ハ(3)のその他これらに類する施設に該当するものは、(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>9 シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p>
(6)項イ	<p>1 (6)項イ(1)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で定めるものを除く。）をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の省令第5条第4項で定める診療科名をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医院</li> <li>・ クリニック</li> <li>・ 介護医療院</li> </ul>	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は 9 人以下の入院施設を有す</p>

	<p>2(1)において同じ。)を有すること。</p> <p>(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所をいう。</p> <p>4 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。</p>		<p>るものをいう。</p> <p>4 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。なお、ここでいう「体制」とは、(1)による職員の総数の要件及び(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制(例：病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制)をいうものであること。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く。)の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制(1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員(宿直勤務者を含む。)の総数を基準とするものであること。なお、職員数は原則として棟単位で算定を行うこと。(1)及び(2)の「その他の職員」とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師その他病院に勤務する職員をいうこと。なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者は、この限りではないこと。(1)の「病床数」とは、医療法第7条に規定する病床数(以下「許可病床数」という。)をいうこと。</p>
--	---	--	---



			<p>(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者を行い、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度又は短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。</p> <p>5 特定診療科名は、次に掲げるもの以外のものであること。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称特定診療科名（内科、整形外科等）以外の診療科名については、13診療科名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科）のほか、13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること（組み合わせた名称の例：小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科）。ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項（身体や臓器の名称）については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項（診療方法の名称）については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当するこ</p>
--	--	--	--

		<p>ととしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名（例：大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。）として取り扱うこと。なお、2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>6 療養病床とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。</p> <p>7 一般病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。</p> <p>8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>9 介護医療院とは、介護保険法第8条第29項に規定する要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。なお、介護医療院が(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに区分されるかについては、次により</p>
--	--	---

		<p>判断すること。</p> <p>(1) 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから(6)項イ(1) i 及び(6)項イ(2) i に規定する特定診療科名を有するものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) 介護医療院の療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 3 条第 1 号に規定するものをいう。）は、(6)項イ(1) ii に規定する療養病床として取り扱うこと。</p> <p>(3) 介護医療院が存する(6)項イに掲げる防火対象物において、20 人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下この表において同じ。）を入院（介護医療院にあっては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19 人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うこと。なお、この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断すること。</p> <p>10 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。</p> <p>11 保健所は、(15)項として取り扱うこと。</p>
(6)項ロ	<p>1 老人短期入所施設とは、65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p>	<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護 3 以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営</p>

<p>2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として 65 歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由により訪問介護を利用することが著しく困難である者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、60 歳以上の人（どちらかが 60 歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託し</p>		<p>主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下この項において「区分単位」という。）ごとに判定する必要があること。</p> <p>2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害程度区分 4 以上の者がおおむね 8 割を超えるものをいう。なお、障害程度区分認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、障害の程度が重いと認められた場合は、当該者を障害程度区分 4 以上の者とみなして判断すること。また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例：複数の障害者グループホーム）が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>3 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>4 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</p> <p>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。</p> <p>5 高齢者専用賃貸住宅のうち、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p>
---	--	---

	<p>て供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p>	<p>・ショートステイ</p> <p>・小規模多機能ホーム</p>	<p>6 適合高齢者専用賃貸住宅(もっぱら高齢者に賃貸する住宅(高齢者専用賃貸住宅)として県へ登録されているもののうち、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供等のサービスを行い、各戸の大きさの確保(原則として25㎡以上)、室内設備の設置等の必要な要件を全て満たし、県に適合高齢者専用賃貸住宅の届出を行っている住宅をいう。)のうち、(6)項口(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅のうち、(6)項口(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居の取り扱い共同生活援助のサテライト型住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。)については、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項口として取り扱うこと。</p> <p>9 居宅生活訓練事業を行う居宅の取り扱い居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居(アパート、借家等)を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズ</p>
--	---	-----------------------------------	---

	<p>9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。</p> <p>10 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるものいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設 ((6)項イに掲げるものを除く。)</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設 ((6)項イに掲げるものを除く。)</p> <p>11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>12 乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者グループホーム</li> <li>・ お泊まりデイサービス</li> <li>・ 複合型サービス</li> </ul>	<p>に居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、(5)項ロとして取り扱うこと。</p>
--	---	--	--

<p>ある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p> <p>14 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同援助を行う</p>	<p>・ 障害者グループホーム</p> <p>・ 障害者グループホーム</p>	
---	---	--

	<p>施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p>		
(6)項ハ	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に 응ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老</p>		<p>1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数未満の場合をいう。なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>2 高齢者専用賃貸住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 適合高齢者専用賃貸住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>4 サービス付き高齢者向け住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>5 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設のうち、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合で、同事業に供される部分の規模が極めて小さく、前8(1)に該当する場合は、一般住宅とすること。</p> <p>6 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは、障害支援区分4以上の者がおおむね8</p>



<p>人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又その者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能</p>		<p>割以下ものをいう。なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>7 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居の取り扱い共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱うこと。</p> <p>9 本体施設の分園として運営される児童養護施設等の取り扱いについて児童養護施設のうち、本体施設の分園として民間住宅等を活用して運営される地域小規模児童養護施設（「地域小規模児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日付け児発第489号・厚生省児童家庭局長通知）中、地域小規模児童養護施設設置運営要綱で定めるものをいう。）については、本体施設と同じ用途の(6)項ハ(3)として取り扱うこと。また、小規模なグループによる養育を行うために児童養護施設等における本体施設の敷地外に存する分園型小規模グループケア（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日付け雇児発第0330008号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）中、児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱で定めるものをい</p>
---	--	--

	<p>訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上的障害があつて日常生活を営むのに支障がある 65 歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第 5 条の 2 第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>8 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう（(6)項イ及び(6)項ロに掲げるものを除く。）。</p> <p>9 更生施設とは、身体上又は精神上的の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、</p>	<p>・小規模多機能ホーム</p>	<p>う。）についても、(6)項ハ(3)として取り扱うこと。</p>
--	--	-------------------	------------------------------------

経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。

11 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設を含むものとする。

12 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。

13 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習及び生活指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。

<p>14 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>15 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。</p> <p>16 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。</p> <p>17 (6)項ハ(3)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一</p>	<p>・一時預かり事業（一時保育）</p> <p>・家庭保育事業</p>	
---	--------------------------------------	--

<p>時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう（(6)項ロに掲げるものを除く。）。</p> <p>18 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>19 児童心理治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>20 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>21 児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し</p>	<p>・放課後等 デイサービス</p>	
--	-------------------------	--

	<p>ている障害児につき、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>22 身体障害者福祉センターとは、無又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>23 障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>24 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入</p>		
--	---	--	--

	<p>浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援</p>	<p>・ 障害者ショートステイ</p>	
--	---	---------------------	--

	<p>を行う施設をいう。</p> <p>30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>31 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援護を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主に夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>32 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、設置される施設をいう。</p>	<p>・ 障害者グループホーム</p>	
--	---	---------------------	--



(6)項ニ	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>		<p>幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわらずなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>
(7)項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防学校</li> <li>・ 警察学校</li> <li>・ 理容学校</li> <li>・ 美容学校</li> <li>・ 洋裁学校</li> <li>・ 外語学校</li> <li>・ 料理学校</li> <li>・ 自衛隊学校</li> <li>・ 看護学校</li> <li>・ 看護助産学校</li> <li>・ 臨床検査技師学校</li> <li>・ 専門学校</li> <li>・ 予備校</li> </ul>	<p>1 学校教育法では、専修学校は、修業年限が1年以上で、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程のにあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあつて教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>4 学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う（そろばん、書道塾等）。</p>

	<p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
(8)項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土館</li> <li>・記念館</li> <li>・画廊</li> </ul>	<p>(17)項に該当しない歴史的建造物等で一般利用に供する施設も本項に該当する。</p>

	<p>る施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レリェーション等に資する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう</p>		
(9)項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、埼玉県公衆浴場法施行条例(平成 20 年埼玉県条例第 19 号)第 5 条に規定する「その他の公衆浴場」のうち、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させるものであって、保養又は休養のための施設を有するもの。</p> <p>(2) 蒸気、熱気等を使用し、同時に多数人を入浴させることができるもの。</p> <p>(3) 蒸気、熱気等を使用し、個室を設けるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソープランド</li> <li>・ サウナ浴場</li> <li>・ スーパー銭湯</li> <li>・ 健康ランド</li> <li>・ ラドンセンター</li> </ul>	<p>1 公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。</p> <p>2 保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれるものであること。</p> <p>3 ソープランドとは、浴場業（公衆浴場法第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。</p> <p>4 蒸気浴、熱気浴が用いられない公衆浴場であれば、(9)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>
(9)項ロ	<p>(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場とは、埼玉県公</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銭湯</li> <li>・ 鉱泉浴場</li> </ul>	<p>1 一般公衆浴場とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場で</p>

	<p>衆浴場法施行条例第2条に規定する「一般公衆浴場」をいうものであること。</p>	<p>・砂湯</p>	<p>あって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。</p> <p>2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあものは、全体を本項として取り扱うこと。</p>
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11)項	<p>神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>	<p>・本殿 ・幣殿 ・拝殿 ・社務所 ・本堂 ・客殿 ・礼拝堂</p>	<p>1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</p> <p>3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。</p>
(12)項イ	<p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</p>	<p>・宅配専門ピザ屋 ・給食センター（学校と敷地を一にするもの。）</p>	
(12)項ロ	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製</p>		

	する施設をいう。		
(13)項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項で定める自動車(原動機付自転車を除く。)を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により断続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に定める原動機付自転車で、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 内燃機関を原動機とするものであって、2輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その総排気量は125cc以下、その他のものにあっては50cc以下</p> <p>(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、2輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その定格出力は1.0kW以下、その他のものにあっては0.6kW以下</p> <p>2 駐輪場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱うこと。</p>
(13)項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14)項	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15)項	<p>前各項に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。</p> <p>事業所とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官公署</li> <li>・銀行</li> <li>・事務所</li> <li>・取引所</li> <li>・理容室、美容室</li> <li>・ラジオスタジオ</li> <li>・発電所、変電所</li> <li>・火葬場</li> <li>・ゴルフ練習場</li> </ul>	<p>1 事業所とは、営利的事業であると非営利的事業であることを問わず、人の事業活動の行なわれる一定の場所をいう。</p> <p>2 一般住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 観覧席(小規模な選手控席を除く。)を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</p> <p>4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物(ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等)は、本項に該当するものであること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売市場</li> <li>・写真館</li> <li>・保健所</li> <li>・新聞社</li> <li>・郵便局</li> <li>・研修所</li> <li>・クリーニング店(取次店に限る。)</li> <li>・職業訓練所</li> <li>・動物病院</li> <li>・モデル住宅</li> <li>・車検場</li> <li>・駐輪場</li> <li>・スイミングクラブ</li> <li>・テニスクラブ</li> <li>・マッサージ(個室含む。)</li> <li>・エステ</li> <li>・葬祭場</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・地区公民館</li> </ul>	<p>5 風俗営業の規制を受けず、(省令第5条第1項に規定するものを除く。)各項に該当しないものについては、原則(15)項で取り扱うが、用途の判定にあたっては名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があることに留意すること。</p> <p>6 町内会等が運営し、当該地区住民のみが使用する地区公民館等は、本項に該当するものであること。</p> <p>7 会議室、ホールは規模形態(固定椅子、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。)を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興業場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱うこと。</p>
(16)項イ			<p>政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。</p>
(16)項ロ			<p>政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。</p>
16の2項	<p>地下街とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道</p>		<p>1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。</p>

	とを合わせたものをいう。	<p>2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m 未満の場合は、当該距離) 以内の部分と算入するものであること。ただし、常時閉鎖式又は随時閉鎖式の特定防火戸がある場合は、当該特定防火戸の線で囲まれた部分までとすることができる。</p> <p>3 地下街の同一階層の地下鉄道部分 (出札室、事務所等) は地下街に含まれないものであること。</p>
16 の 3 項		<p>準地下街の範囲は、次のとおりとすること。</p> <p>1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離 10m (10m 未満の場合は、当該距離) 以内の部分とすること。</p> <p>2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離 20m を超える場合は、当該建築物の地階等は、含まれないものであること。</p> <p>3 建築物の地階が建基令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する付室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。</p> <p>4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第 8 条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。</p> <p>5 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下駐車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは随時閉鎖式 (2 段降下式のものを含む。) の特定防火戸で区画されている部分は、当該用途</p>

			の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること
(17)項	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したも</p>		<p>本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p>



	の。		
(18)項	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。</p>
(19)項	本項は、市町村長の指定する山林をいう。		山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野び荒蕪地が含まれるものであること。
(20)項	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5t以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年3月法律第65号）、軌道法（大正10年4月法律第76号）若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係留中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶総トン数20t未満の漁船でもつばら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。</p> <p>(3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を</p>

		<p>設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 火薬類（火薬にあつては 5 kg、猟銃雷管にあつては 2,000 個、実包、信管又は火管にあつては 200 個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(2) 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引車を除く。）</li><li>(3) 道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(4) 150kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</li><li>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。</li><li>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の 3 第 1 項に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規定する放射性輸送物（L 型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第 3 条に規</li></ol>
--	--	---

			<p>定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年12月運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>
--	--	--	--

<第1-3表>

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具及び小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、ラウンジ、クローク、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール、事務室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他(1)項イ欄に掲げる室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場、事務室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、事務室
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館、事務室
(2)項ハ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房	託児所、専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク
(2)項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー	専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク、シャワー室、喫茶室
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、売店、ロビー
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室、事務室

(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、専用駐輪場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室、ビアガーデン、催物場（展示室を含む。）、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、専用駐輪場、美容室、理容室、診療室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室、図書室、写真室
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、面会室、娯楽室、体育室、来客用宿泊室
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、音楽教室、学習塾、専用駐車場、専用駐輪場
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びP T A事務室、専用駐車場、専用駐輪場
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、喫茶室、娯楽室、託児室、宴会場、有料洗濯室、事務室
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、サウナ室（小規模な簡易サウナに限る。）、娯楽

			室、有料洗濯室、事務室
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室		食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、図書室、宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、託児室、診療室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室、クローク、ラウンジ
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室		売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの。）		食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、展示室
(15)項	事務所、金融機関、官公署、研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、美容室、理容室、専用駐車場、専用駐輪場、診療室、展示室、展望施設
	研修所	事務室、教会、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場、専用駐輪場
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、映写室、図書室、集会室、展示室、事務室

備考1 (6)項イにおいて、病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。

2 (7)項において、同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

3 (1)項において、結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。また、礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。

4 (12)項イにおいて、同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

5 (15)項関係

(1) 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。

(2) 研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。

(3) 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。